

# 利用者視点を踏まえたモバイル市場の 検証に関する専門委員会（第3回） 事業者ヒアリング資料

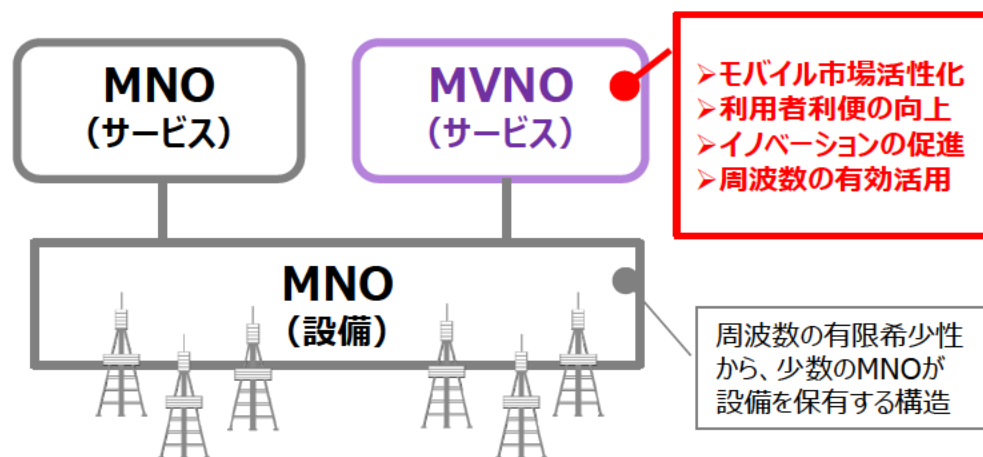
2026年1月30日

一般社団法人テレコムサービス協会  
MVNO委員会

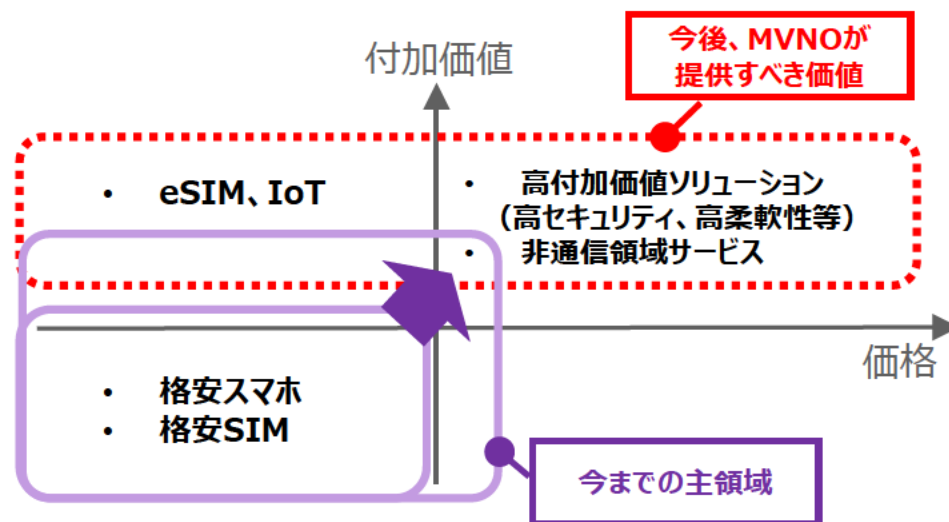


- MVNOは、周波数の有限希少性から少数のMNOによる寡占であるモバイル市場に楔を打ち込むとともに、MNOによる旧来のビジネスからの脱却を先導し、モバイル市場の競争を活性化させることで、消費者の選択肢の多様化や、利便性の向上に大きく寄与してきた
- 2025年9月末時点で、契約数が3万以上のMVNOにおけるSIMカード型契約数は1,794万、モバイル市場におけるシェアは10.5%※となっている
- 今後とも少数のMNOが設備を保有する構造が避けられない中、モバイル市場の競争を活性化し続け、さらに多くの利用者に対し、利用者のニーズに合った安心・安全に使える多様なサービスを提供していくためにMVNOの存在・役割は引き続き重要

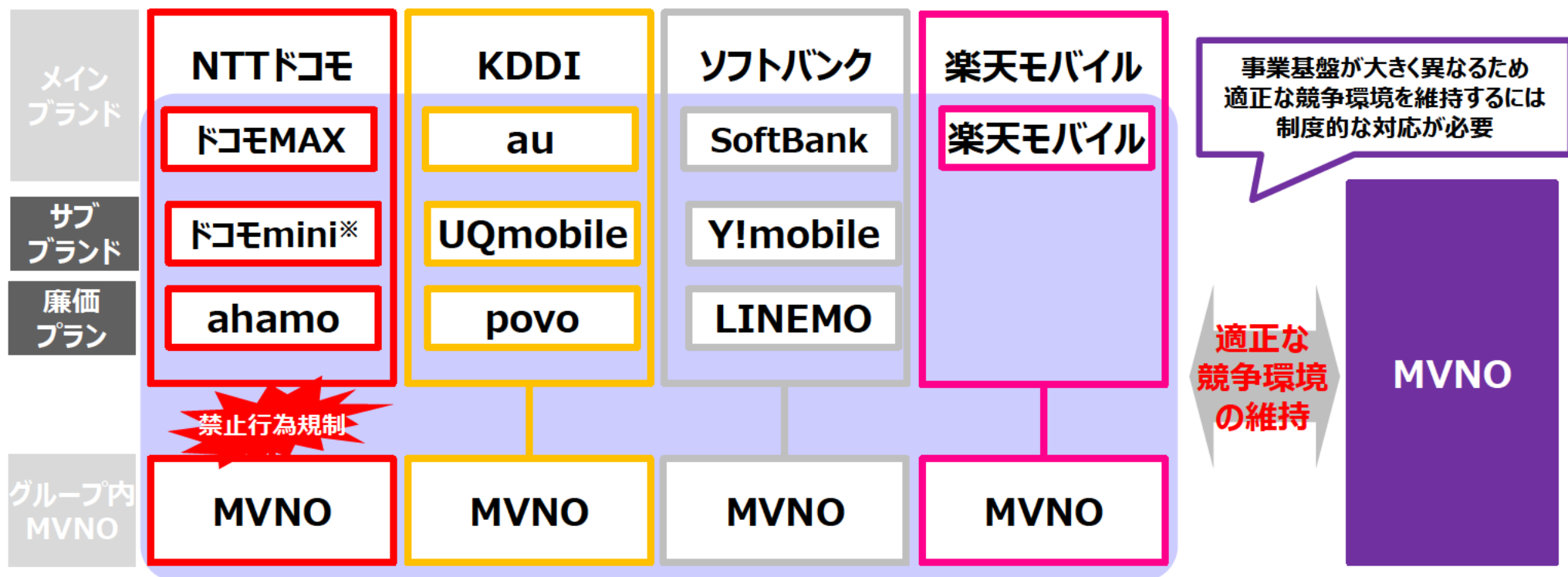
## モバイル分野における設備保有の構造



## 今後MVNOが果たす役割



- 2021年における廉価プラン登場以降、サブブランド・廉価プランとMVNOの料金水準が接近・混在する状況が続いており、直近ではモバイル市場におけるMNOとMVNOの競争はさらに熾烈になっている
  - MNOメインブランド：ポイント経済圏や映像系サービスなどを組み合わせたプランによる高付加価値化が進展
  - MNOサブブランド、廉価プラン：データ容量の増量や、光回線・特定クレジットカード利用による割引強化
  - MVNO：低容量・低価格だけでなく、利用者ニーズに合わせた新プランの拡充



※「ドコモmini」については、プラン内容や価格等から、サブブランド相当と定義

- 電気通信事業法第27条の3の規制のあり方の検討に向けた調査として、MVNO委員会に加盟している全MVNOへ下記項目についてアンケートを実施し、**9社より回答**を得た

## 本日で説明内容

|                                          |                      |
|------------------------------------------|----------------------|
| 1. 電気通信事業法第27条の3の規制の効果や最小化について           | ヒアリング項目<br>1 (1) (3) |
| 2. 市場環境や事業法27条の3の規制の効果検証のために定期的に観測すべきデータ | ヒアリング項目<br>1 (2)     |
| 3. 通信市場や端末市場において顕在化している課題等               | ヒアリング項目<br>2 (1) (2) |

# 1. 電気通信事業法第27条の3の規制の効果 や最小化について

# 電気通信事業法第27条の3の規制の効果

- 会員アンケート結果においては、事業法第27条の3の導入の目的①～④について、一定程度の達成はできていると回答した事業者が半数以上となった
- 各回答を選択した理由などの具体的な意見は次ページにて説明

➤ 問：事業法第27条の3による規制の効果として、以下の目的を達成できていると思いますか  
(単一回答、N=9社)

| No | 目的①～④                   | 十分達成 | 一定程度達成 | どちらとも言えない | 達成できていない |
|----|-------------------------|------|--------|-----------|----------|
| ①  | 事業者間の適正な競争環境の実現         | 0社   | 5社     | 2社        | 2社       |
| ②  | 自らのニーズに沿った通信サービスを合理的に選択 | 1社   | 6社     | 1社        | 1社       |
| ③  | 利用者間の不公平                | 0社   | 5社     | 3社        | 1社       |
| ④  | 通信料金の高止まりの解消            | 1社   | 5社     | 2社        | 1社       |



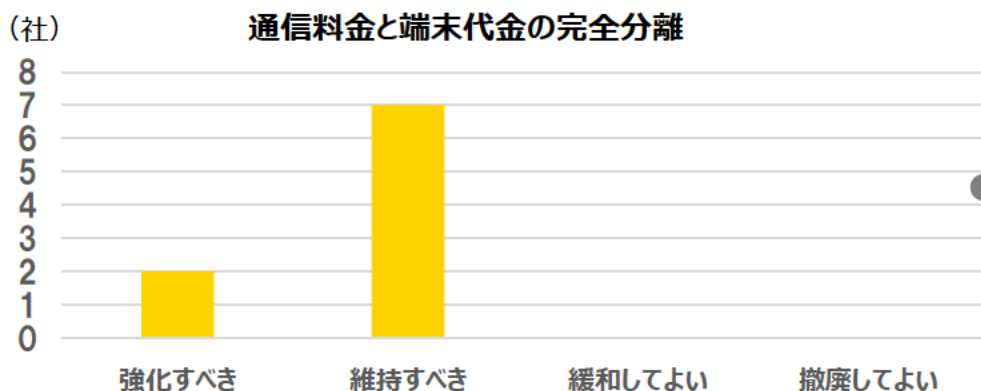
# 規制の効果についての具体的な意見

- 具体的な意見を分類すると、各目的に対して「達成していると評価する意見」よりも、「達成が不十分と評価する意見」のほうが多く見られた
- 達成が不十分と評価する意見としては、端末購入プログラム等による形を変えた、過度な誘引力に頼った商慣行からの脱却ができていないこと、MNP優遇により一部利用者が得をする新たな不公平、といった課題が挙げられる
- 達成していると評価する意見としては、「通信と端末の分離」「行き過ぎた囲い込みの禁止」の規制効果として、スイッチングコストの低廉化による市場流動性の高まり、通信サービス単体で選択しやすい環境になったことが挙げられる

|   | 目的                      | 達成が不十分と評価する意見（要約）                                                                                                                                                                                         | 達成していると評価する意見（要約）                                                      |
|---|-------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|
| ① | 事業者間の適正な競争環境の実現         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「残価設定型端末購入プログラム」と「割引」を組み合わせた『<u>実質24円</u>』等の<u>極端な廉価販売が依然横行</u>している</li> <li>・実質1円端末等による<u>端末の過度な割引の誘引力に頼った商慣行からの脱却ができていない</u></li> </ul>                         | <p><u>端末値引き上限額の設定、顧客の囲い込み禁止</u>により、競争環境の適正化がある程度達成された</p>              |
| ② | 自らのニーズに沿った通信サービスを合理的に選択 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>MNP転入や上位プランへの加入に偏った条件の端末割引・キャッシュバックが行われており</u>、利用者ニーズに沿ったプラン選択といえない</li> <li>・「端末購入プログラム」等の利用による端末の実質価格差が極めて大きく、<u>端末価格に誘引される形で通信サービスを選択せざるを得ない</u></li> </ul> | <p>継続を条件とする割引規制等により、<u>通信サービス単体として利用者が選択しやすい環境</u>になった</p>             |
| ③ | 利用者間の不公平                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・当初目指されていた<u>顧客獲得原資が通信サービスの低廉化に振り向けられるところまでは実現できていない</u></li> <li>・MNP転入等の偏った条件の利益提供が行われ、<u>MNPを行った利用者が得をするというような新たな不公平が生じている</u></li> </ul>                       | <p>公平性を欠くような過剰な利益提供が抑止され、<u>スイッチングコスト低廉化による流動性が高まった</u></p>            |
| ④ | 通信料金の高止まりの解消            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・多くの利用者が契約している<u>メインブランド等の料金プランは依然として高止まりの傾向にある</u></li> <li>・通信と動画配信サービスやポイント等のセット提供により、<u>通信料金そのものがわかりにくいプランが増加している</u>ため、効果測定が難しい</li> </ul>                    | <p>オンライン専用プラン登場から<u>各社大幅な値下げが実施され</u>、<u>諸外国と比較しても中～低水準の料金</u>となった</p> |

- 事業法27条の3の規制については、「現行規制を維持すべき」という回答が多数で、緩和・廃止を求める回答はなかった
- 維持すべき理由として、規制の緩和や廃止は、MNOの資金投入による端末の高額割引競争や長期利用割引による囲い込みの再燃を懸念する意見があった

➤ 問：事業法第27条の3による以下の規制について、どうあるべきだと思いますか（単一回答、N=9社）

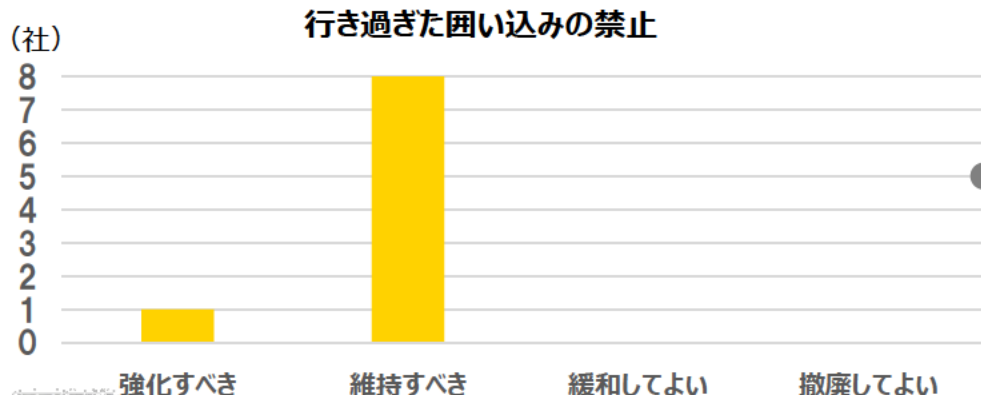


＜維持すべき理由＞（要約）

緩和・廃止により、端末の高額割引競争が再燃し規制前に逆戻りするため、最低限維持が必要

＜強化すべき理由＞（要約）

現状は、端末購入プログラム（残価設定型ローン）を活用することで、規制の上限を超える大幅な実質値引きが可能となっており、「完全分離」の趣旨が形骸化している



＜維持すべき理由＞（要約）

規制を緩和・廃止すると、今後のMNOの資金投入による囲い込みが強まり、MNO・MVNO間の公正競争が成り立たなくなると懸念する

＜強化すべき理由＞（要約）

「48回分割払い」や「残価設定型プログラム」が事実上の期間拘束として機能している。端末の返却による残債免除や再購入を条件とした割引は、利用者の心理的なスイッチングコストを高めており、行き過ぎた囲い込みの一形態として規制強化すべきである



## **2. 市場環境や事業法27条の3の規制の効果 検証のために定点的に観測すべきデータ**

- 効果検証のために定点的に観測すべきデータとして、各社の意見を整理したものは以下の通りとなった
- 本データについては、一定の指標をクリアすれば規制を緩和してよいというものではなく、仮に規制緩和を検討するのであれば、市場にどのような影響が想定されるか十分検証する必要がある

## ➤ 問：モバイル市場環境や規制の効果を検証するために、どのようなデータを定点的に観測すべきか

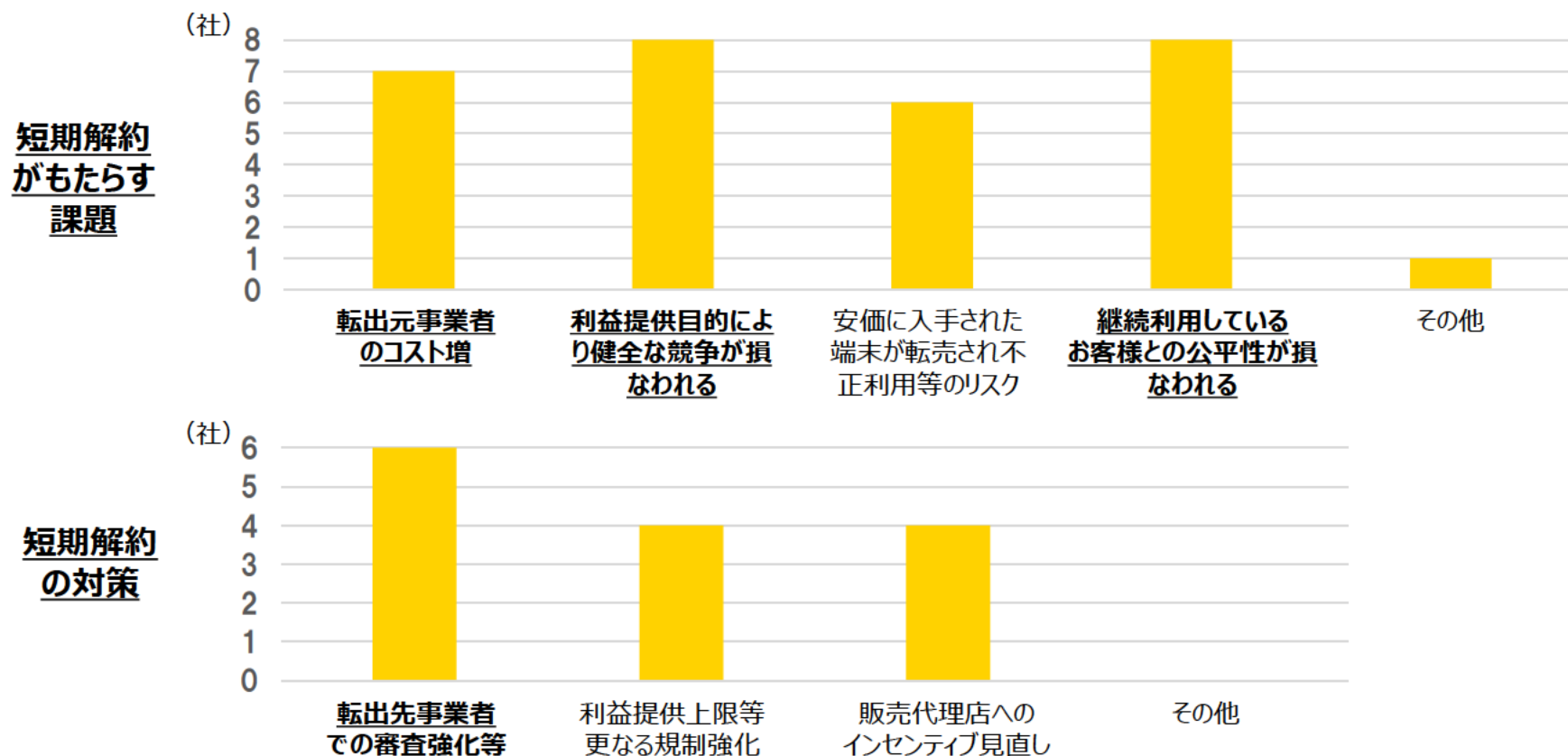
|   |                         | 観測すべきデータ                                                                                                       | 観測すべき理由                                                                                                                                        |
|---|-------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① | 事業者間の適正な競争環境の実現         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・MNOおよびMVNOのシェア推移</li> <li>・各ブランド・MVNO間におけるMNP移行件数（短期解約を除く）</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・MNOとMVNOの競争環境の変化を捉える指標</li> <li>・具体的な各ブランド・MVNO間の適正な競争状況を確認する指標</li> </ul> <p>※短期解約は一定日数以内の解約として定義</p> |
| ② | 自らのニーズに沿った通信サービスを合理的に選択 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者アンケート調査（利用中の通信サービスについて納得している割合、携帯電話事業者を乗り換えることを躊躇する理由など）</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・通信と端末の分離や囲い込みの障壁についてはお客様が実際にどう感じているかが重要であり、アンケート調査により定点観測する</li> </ul>                                 |
| ③ | 利用者間の不公平                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・短期解約の件数</li> <li>・MNP契約者/新規契約者、それぞれに対する平均利益提供額</li> </ul>              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・MNPを繰り返す利用者が多く利益を得る環境の是正を確認する指標</li> <li>・MNP契約者と新規契約者の利益提供額の差を確認する指標</li> </ul>                       |
| ④ | 通信料金の高止まりの解消            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ARPUの推移</li> <li>・消費者物価指数（総合）と通信料（携帯電話）の連動</li> </ul>                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・通信料金の推移、およびその推移が消費者物価指数と比較して適切かを確認する指標</li> </ul>                                                      |
|   | その他ご意見                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・端末購入プログラムにおいて、「設定された残価(引取価格)」と「実際に回収された端末の再販実績額」との乖離</li> </ul>        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・RMJ等の市場価格が参照されて設定されているものの、事後的な再販収支データを定点観測し、利益提供が適切であったかを確認する目的</li> </ul>                             |

### **3. 通信市場や端末市場において 顕在化している課題等**

# 短期解約がもたらす課題と対策

- 短期解約がもたらす課題は、転出元事業者のコスト増、健全な競争環境への悪影響、利用者間の不公平との回答が多かった
- 短期解約の対策は、MNO等の転出先事業者で審査強化等の対策を行うことが重要との回答が多かった

➤ 問：短期解約がもたらす主な課題と対策についてどう考えますか （複数回答可、N=9社）



- その他、顕在化している課題等について、MVNOからの意見は以下の通りとなった

|   | 意見内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|---|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | <p>✓ 顕在化している課題としては、「<u>MNPホッピング</u>」と考えている<br/>この課題を解消するため、以下のような対応策案が考えられる</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・<u>新規契約とMNPの利益提供額を同額とする</u></li><li>・<u>プラン月額料金を上回る利益提供（ポイントやキャッシュバック等）を禁止する</u></li></ul> <p>SIMのみ契約の場合、役務利用と連動した分割での通信料金の割引のみを認める<br/>（一定期間（例：6か月）を上限として、利益提供上限は現行2万円を維持し、毎月の利益提供額はプラン料金の支払額を上回らない範囲とする）</p> |
| 2 | <p>✓ 電気通信事業法第27条の3の改正以降も、大手携帯電話事業者による「残価設定型プログラム」等の金融手法を駆使した実質的な端末廉価販売が継続している<br/>このような販売手法は巨大な資金力を持つMNOのみが実施可能であり、MVNOとの間にイコルフットイングの欠如を生じさせている</p> <p><u>「通信料金とサービスの質」ではなく「端末の割引原資（資本力）」が競争の優劣を決める市場環境は不健全であり、公正な競争環境の実現のために端末販売における利益提供ルールを見直す必要がある</u>と考える</p>                                                                     |
| 3 | <p>✓ 機能面において、<u>MNOグループのみが対応している機能（eSIMクイック転送等）が存在しており、eSIMが主流となっている現状において競争影響は大きく、イコルフットイング確保の観点からMVNOにも機能開放をいただきたい</u></p>                                                                                                                                                                                                          |

問1-1. 電気通信事業法27条の3による規制の効果として、「①事業者間の適正な競争環境の実現」という目的は達成できていると思いますか。(単一回答)

(1)十分達成できている (2)一定は達成できている (3)達成できていない (4)どちらとも言えない

問1-2. 問1-1の回答を選択した理由について記載ください。(自由記述)

問2-1. 電気通信事業法27条の3による規制の効果として、「②利用者が自らのニーズに沿った通信サービスを合理的に選択」という目的は達成できていると思いますか。(単一回答)

(1)十分達成できている (2)一定は達成できている (3)達成できていない (4)どちらとも言えない

問2-2. 問1-1の回答を選択した理由について記載ください。(自由記述)

問3-1. 電気通信事業法27条の3による規制の効果として、「③利用者間の不公平の是正」という目的は達成できていると思いますか。(単一回答)

(1)十分達成できている (2)一定は達成できている (3)達成できていない (4)どちらとも言えない

問3-2. 問1-1の回答を選択した理由について記載ください。(自由記述)

問4-1. 電気通信事業法27条の3による規制の効果として、「④通信料金の高止まりの解消」という目的は達成できていると思いますか。(単一回答)

(1)十分達成できている (2)一定は達成できている (3)達成できていない (4)どちらとも言えない

問4-2. 問1-1の回答を選択した理由について記載ください。(自由記述)

問5-1. 「通信料金と端末代金の完全分離に係る規律」の規制はどうあるべきと考えますか、以下より選択してください。(単一回答)

(1)従来の規制を維持すべき (2)従来の規制をより強化すべき (3)従来の規制を緩和してよい (4)従来の規制を廃止してよい

問5-2. 問5-1を選択した理由や具体的に強化・緩和すべき規制について記載ください。(自由記述)

問6-1. 「行き過ぎた囲い込みの禁止に係る規律」の規制はどうあるべきと考えますか、以下より選択してください。(単一回答)

(1)従来の規制を維持すべき (2)従来の規制をより強化すべき (3)従来の規制を緩和してよい (4)従来の規制を廃止してよい

問6-2. 問6-1を選択した理由や具体的に強化・緩和すべき規制について記載ください。(自由記述)

問7. 当初の目的①～④を達成するため、27条の3の規制に代わる対応策について記載ください。(自由記述)

問8. モバイル市場環境や規制の効果を検証するためにどのようなデータを定期的に観測すべきかについて記載ください。(自由記述)

問9-1. 短期解約がもたらす主な課題として、あなたが重要だと思うものをすべて選んでください。(複数回答可)

- (1)短期解約される事業者におけるコスト増
- (2)端末値引きやキャッシュバック目的の契約が増え、市場の健全な競争が損なわれる
- (3)短期解約によって安価に入手された端末が転売され、不正利用や犯罪に使われるリスク
- (4)継続して利用しているお客さまとの公平性が損なわれる
- (5)その他 (自由記述)

問9-2. 短期解約問題に対して、事業者や関係者が講じることができる対策として、重要だと思うものをすべて選んでください。(複数回答可)

- (1)転出先事業者で契約時の本人確認や審査を強化し、短期解約を繰り返す利用者への利益提供を制限
- (2)端末値引きやキャッシュバックの条件等、利益提供上限等の規制を強化
- (3)販売代理店へのインセンティブ設計を見直す
- (4)その他 (自由記述)

問10. モバイル市場における公正競争確保に関する課題等について、ご意見があれば記載ください。(自由記述)



一般社団法人テレコムサービス協会

## MVNO委員会

MVNO事業に関する情報収集、調査・研究 等)

◆構成員 : 64社 (2025年7月31日現在)

### 運営分科会

- MVNO委員会の運営に関する事項の検討
- MVNOに関する課題の抽出、問題点の分析・整理
- 抽出された課題の解決方策案の検討
- MVNOに関する政策提言等の案の検討

### 消費者問題分科会

- 消費者問題全般についての情報共有
- 消費者問題に関する課題の抽出、問題点の分析・整理
- 抽出された課題の解決方策案の検討
- 消費者問題に関する政策提言等の案の検討

### 不払者情報交換 連絡部会

- 未払のある加入者の情報交換
- 不払者情報交換への加入 等

### 不適正利用防止 検討部会

- 特別利用停止者の情報交換 等

- (株) アーラリンク
- (株) アイ・オー・データ機器
- (株) 朝日ネット
- イオンリテール (株)
- (株) インターネットイニシアティブ
- (株) インテック
- H.I.S.Mobile (株)
- (株) STNet
- エックスモバイル (株)
- NTTコミュニケーションズ (株)
- (株) NTTデータ
- (株) NTTドコモ
- (株) NTTPCコミュニケーションズ
- (株) 愛媛CATV
- MXモバイル (株)
- (株) オプテージ
- 兼松コミュニケーションズ (株)
- (株) カブ&ピース
- (株) QTnet
- 近鉄ケーブルネットワーク (株)
- (株) コスモネット
- (株) コミュニティネットワークセンター
- (株) サジェスタム
- GMOインターネット (株)
- (株) シー・ティー・ワイ
- JCOM (株)
- (株) Jストリーム
- (株) 情報通信総合研究所
- スターネット (株)
- スマートモバイルコミュニケーションズ (株)
- (一社) 全国事業協会
- (株) センターモバイル
- ソニーネットワークコミュニケーションズ (株)
- SORAシム (株)
- (株) TAM
- だれでもモバイル (株)
- TIS (株)
- (株) 地域ワイヤレスジャパン
- (株) ちゅピCOM
- DXHUB (株)
- (株) TOKAIコミュニケーションズ
- トランスコスモス (株)
- (株) ドリーム・トレイン・インターネット
- ニフティ (株)
- (一社) 日本ケーブルテレビ連盟
- 日本通信 (株)
- ニュー・アイティー・ヴェンチャー (株)
- (株) ハイホー
- (株) 日立システムズ
- ビッグロブ (株)
- 富士通 (株)
- 華為技術日本 (ファーウェイ・ジャパン)
- (株) フォーバルテレコム
- フリービット (株)
- ミーク (株)
- (株) メルカリ
- (株) モバイルアーツ
- (株) U-NEXT
- LINEヤフー (株)
- 楽天モバイル (株)
- (株) ラネット
- (株) LinkLife
- (株) レキオス
- Y.U-mobile (株)